

栃木労働局では、雇用環境・均等室に

# 同一労働・同一賃金相談窓口を開設します！

開設期間：令和元年6月3日（月）～令和元年12月27日（金）

パートや契約社員として働く上で、こんなことでお困りではありませんか？

たとえば・・・

なぜ通勤手当が支給されないのかを聞いたら「パートだから出ない」と言われた。

正社員と同じ仕事をしているのに「あなたは、非正規雇用だから。」と言われ、給与に差があるし、キャリアアップの教育の機会も与えられない。

フルタイムで1年契約で更新しているが、法律の対象になるの？

基本給や、各種手当について、正社員と非正規では差があるのだが、どの程度までが不合理であると判断されるのだろうか？

**\*企業の方からの相談も受け付けています**

## 正規社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）間の「不合理な待遇差の禁止」とは？

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間での不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けることを目的として「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます。基本給や賞与等あらゆる待遇について、どのような待遇差が不合理として禁止されるのか、ガイドライン（指針）において例示され、待遇に関する説明を求められた場合にはその理由を説明しなければなりません。

### 均等待遇（差別的取扱の禁止）とは

正社員と非正規社員の間で

- ①職務内容（業務の内容+責任の程度）
- ②職務内容・配置の変更の範囲

が同じ場合は、すべての待遇において、差別的取り扱いをしてはいけないとされています。

### 均衡待遇（不合理な待遇差の禁止）とは

正社員と非正規社員の間で

- ①職務内容（業務の内容+責任の程度）
- ②職務内容・配置の変更の範囲
- ③その他の事情の内容

を考慮して、不合理な待遇差を設けてはならないとされています。

このほか・・・

働く人

◆ 待遇差について相談したら、事業主から「決まりだから」と言われた。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員にも賞与は支給しなければならないのでしょうか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して  
ください！

栃木労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. パートタイマーご自身の待遇と正社員の待遇に差がある、契約社員なのだがその待遇に疑問があるなど、どのような内容でも構いません。

Q. パートタイマーしか相談できませんか？

A. パートタイマーのみでなく、フルタイムで働く有期雇用労働者も法の対象になります。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 会社に相談したら嫌がらせを受けました。労働局では手助けをしてくれるのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

栃木労働局 同一労働・同一賃金対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

電話番号 028-633-2795

住所 宇都宮市明保野町1番4号  
宇都宮第2地方合同庁舎

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。  
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。



栃木働き方改革推進支援センターのご案内

パートタイム・有期雇用労働法への具体的な対応、同一労働同一賃金に向けた取組についてのご相談は

**「栃木働き方改革推進支援センター」**がお受けいたします。

電話番号 0800-800-8100

support@tochigi-hatarakikata.com

住所 〒320-0075

URL: <http://www.tochigi-hatarakikata.com>

宇都宮市宝木本町1140-200(TMC内1F)

開所時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）



栃木働き方改革推進支援センターは厚生労働省栃木労働局からの委託事業により運営されています。